組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十一月十七日

岡山市中区今在家一三一番地一

合資会社ピュアハート

代表社員　光岡　靖之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年十二月十九日であり、株主総会の決議は、平成二十三年十月二十五日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十三年十一月七日

掲載頁　四頁

平成二十三年十一月十七日

東京都墨田区石原四丁目二五番一二号

株式会社ファセリア・ホールディングス

代表取締役　熊倉　利和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し四百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年十一月十七日

東京都大田区西六郷三丁目二八番七号

有限会社藤友彫刻社

代表取締役　川又　庸夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年十一月十七日

東京都中野区東中野三丁目一三番一〇号

有限会社ライトスタッフ・ワークス

代表取締役　内田　俊一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十六億五千四百九十六万八千九百八十三円減少し、一億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十三年十一月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、平成二十三年十二月十七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十三年十一月十七日

東京都大田区大森北一丁目二三番一号

宮越商事株式会社

代表取締役会長兼社長　宮越　邦正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年十一月十七日

三重県桑名市大字小貝須字安楽一一七四番地

有限会社愛成商事

取締役　池田　博文

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十二月二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十二月十五日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十一月十七日

東京都墨田区菊川三丁目二一番八号

NSファーファ・ジャパン株式会社

代表取締役社長　猪熊　幸二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十二月五日付で、全部の種類の株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十一月十七日

岐阜市神田町九丁目一六番地

株式会社喜久家

代表取締役　後藤　斌夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十二月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十一月十七日

名古屋市天白区梅が丘三丁目一六〇二番地

株式会社一総業

代表取締役　古川　琢磨

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である浅利信治が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十一月十七日

東京都中央区日本橋箱崎町一九番二一号

アイ・ビー・エム・ワールド・トレード・アジア・コーポレイション

日本における代表者　浅利　信治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である村井亨が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十一月十七日

大阪市天王寺区寺田町一丁目一番二号

福建省華益進出口貿易有限公司

日本における代表者　村井　亨

限定承認公告

本籍北海道札幌市中央区南九条西四丁目一番地二、最後の住所札幌市中央区南九条西四丁目七番一―六一五号

被相続人　亡　松永　繁

右被相続人は平成二十三年八月十四日死亡し、その相続人は平成二十三年十一月九日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十七日

札幌市中央区南九条西四丁目七番一―六一五号

相続財産管理人　松永　牧子

限定承認公告

本籍鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南三四〇九番地、最後の住所東京都板橋区常盤台三丁目七番二号

被相続人　亡　別府　千秋

右被相続人は平成二十二年十二月十一日死亡し、その相続人は平成二十三年十一月八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十七日

東京都板橋区常盤台三丁目七番二号

限定承認者　別府　郁美

正　誤

平成二十三年十月二十七日（号外第二百三十二号）公布財務省令第七十号（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一ページ下段八行目から九行目までの

「金額 十億 千百 十万 千百 十円」を「金額 千百 十億 千百 十万 千百 十円」は

「金額 十億 千百 十万 千百 十円」を「金額 千百 十億 千百 十万 千百 十円」の誤り。

一ページ下段一二行目から一三行目までの

「支払金額 十億 千百 十万 千百 十円」を「支払金額 千百 十億 千百 十万 千百 十円」は

「支払金額 十億 千百 十万 千百 十円」を「支払金額 千百 十億 千百 十万 千百 十円」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十七日付第二四七号

十月二十一日付衆会第二号

九六ページ●同日付政府調達第二二六号一二ページ●

二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）